

令和4年（ネ）第153号 国家賠償等、損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） 奥田泰 正

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国外2名

最終要旨陳述書（2）

令和5年12月25日

名古屋高等裁判所民事第2部De係 御中

控訴人兼被控訴人（一審原告）

訴訟代理人 國 田 武 二 郎

引続き最終要旨陳述書を簡潔に申し上げます。

記

- 1 平成28年10月7日の朝、事件は起こった。あれから7年の月日が経過した。裁判に全く無縁の奥田氏が、刑事事件として手錠を架けられ逮捕され勾留された。それは、平穩に生活していた奥田氏の人生にとって驚天動地の出来事であった。しかし、事案は、そもそも、逮捕されるようなものではなかった。それは、防犯カメラ等の客観的証拠を見れば一目瞭然である。

しかるに、国側は「**一般的検察官を基準にしてみた場合、本件防犯カメラの映像の専門家又は科学捜査研究所等に鑑定を依頼することが、本件暴行事件において通常要求される捜査であった等という評価は不合理である。**」等（第4準備書面：20頁）と主張し、その責任を回避するが、「**一般的検察官を基準**」という論旨には、検察官として20年間、捜査に従事してきた主任代理人からすれば、その用語の使い方に強く違和感を覚えると同時に、異議を述べたい。秋霜烈日の印章をつけて犯罪捜査に当たり、起訴すべきか否かを判断する検察官に「一般的

「**検察官の基準**」などありはしない。警察送致の書面などを鵜呑みにせず徹底的に事実を究明し、その上で、法に照らして処罰すべき必要があれば起訴する。それが検察官であり、そこには一般的検察官も特別な検察官もない。被疑者が暴行を否認している以上、検察官として警察から送られてきた書類送致を鵜呑みにせず、弁護人であれば、どのような観点から争うか、そうであれば、その反論や反証を予想して、証拠を色々な角度から証拠を検討しその上で自信をもって起訴するのが、準司法官たる検察官の役割である。

ところが、本件においては、そのような検討を加えた形跡が全く見られない。ただ、警察から送られた書類を鵜呑みにして起訴しているだけである。そのことは、何よりも暴行という単純な犯罪でありながら、**検察官控訴が出来なかったという事実が端的に物語っている**。「一般的検察官の基準」を持ち出して論じている国代理人は、捜査の経験が全くないか、あるいは、仮にあったとしても、捜査経験の乏しいものであり、安易に「一般的検察官の基準」論を持ち出して、責任を回避しようとするのは論外である（なお、令和5年札幌高裁判決で述べられている「法の予定する一般的検察官」と国側代理人の述べている「一般的検察官の基準」とは、似て非なる用語である）。

- 2 本件の捜査には、検察官、愛知県側に重大な捜査の違法性があったことは、これまでも詳細に述べかつ論証もしてきた。組織であっても過ちがある。その場合、肝要なことは、「**過ちては改めざるに憚ること勿れ**」（論語）である。しかるに、本件についての、これまでの捜査側の対応は「**過ちて改めざる是を過ちと謂う**」（論語）ものであり、残念としか言いようがない。
- 3 本件は、小さな刑事事件を契機として憲法学者、刑事法学者の論争にまで発展した事案である。特に、DNA型等の抹消の有無については、その判断如何では、警察組織にとって極めて影響が大きい。反面、日本の法制度の遅れを正常にもどす機会でもあると思料する。

以上